

議案第七十六号

港区立いきいきプラザ条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年九月九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立いきいきプラザ条例の一部を改正する条例

港区立いきいきプラザ条例（平成二十二年港区条例第十号）の一部を次のように改正する。

第九条に次の一項を加える。

3 利用者のうち、区規則で定める付帯設備を利用するものは、当該付帯設備ごとに一回の使用につき千六百円の範囲内において区規則で定める使用料を前納しなければならない。

第二十条中「副区長」の下に「、教育長」を加える。

別表一の部(一)の款中「四八〇円」を「五八〇円」に、「一九〇円」を「二三〇円」に、「二四〇円」を「二九〇円」に、「六〇円」を「七〇円」に、「六〇〇円」を「七二〇円」に改め、同部(二)の款中「五、四〇〇円」を「六、四八〇円」に、「六、七五〇円」を「八、一〇〇円」に改め、同部(三)の款中「五、二八〇円券」を「六、三八〇円券」に、「四、八〇〇円」を「五、

八〇〇円」に、「一一、〇四〇円券」を「一三、三四〇円券」に、「九、六〇〇円」を「一一、六〇〇円」に、「六、六〇〇円券」を「七、九二〇円券」に、「六、〇〇〇円」を「七、二〇〇円」に、「一三、八〇〇円券」を「一六、五六〇円券」に、「一二、〇〇〇円」を「一四、四〇〇円」に改める。

別表二の部を次のように改める。

二 団体利用の場合の使用料

プラザ名	種別	使用料		
		午前 午前九時から 正午まで	午後 午後一時から 午後五時まで	夜間 午後五時三十分から 午後九時三十分まで
三田	集会室A(洋室)	一、一〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円
	集会室B(洋室)	一、〇〇〇円	一、三〇〇円	一、三〇〇円
	集会室C(洋室)	一、四〇〇円	一、九〇〇円	一、九〇〇円
	講習室(洋室)	五〇〇円	七〇〇円	七〇〇円
	敬老室(和室)			一、二〇〇円
	集会室A(洋室)	一、八〇〇円	二、四〇〇円	二、四〇〇円
	集会室B(洋室)	一、七〇〇円	二、三〇〇円	二、三〇〇円

ありす		南麻布			虎ノ門		神明										
講習室 (洋室)	一、五〇〇円	集会室 A (和室)	七〇〇円	敬老室 (和室)	三、六〇〇円	多目的室	一、四〇〇円	リハーサル室	三〇〇円	敬老室 (和室)	六〇〇円	展示ギャラリー	一、八〇〇円	音楽スタジオ	五〇〇円	集会室 C (洋室)	一、〇〇〇円
集会室 C (洋室)	二、二〇〇円	集会室 B (洋室)	一、五〇〇円	集会室 C (和室)	一、五〇〇円	敬老室 (和室)	六〇〇円	体育館	七、七〇〇円	集会室 A (洋室)	一、七〇〇円	ダンススタジオ	一、四〇〇円	集会室 D (和室)	六〇〇円	集会室 B (洋室)	一、七〇〇円
集会室 B (洋室)	二、〇〇〇円	集会室 A (和室)	九〇〇円	集会室 A (洋室)	二、三〇〇円	敬老室 (和室)	一、四〇〇円	集会室 B (洋室)	一〇、二〇〇円	集会室 B (洋室)	二、三〇〇円	集会室 C (和室)	二、四〇〇円	集会室 C (洋室)	九〇〇円	集会室 A (和室)	九〇〇円
集会室 A (和室)	一、九〇〇円	集会室 B (洋室)	二、三〇〇円	集会室 C (和室)	二、〇〇〇円	敬老室 (和室)	一、九〇〇円	集会室 C (洋室)	一、九〇〇円	集会室 C (和室)	二、三〇〇円	集会室 D (和室)	一、九〇〇円	集会室 D (和室)	九〇〇円	集会室 B (洋室)	二、四〇〇円
集会室 C (洋室)	二、九〇〇円	集会室 A (和室)	九〇〇円	集会室 A (洋室)	二、四〇〇円	敬老室 (和室)	六〇〇円	集会室 B (洋室)	二、二〇〇円	集会室 B (洋室)	二、四〇〇円	集会室 C (和室)	二、四〇〇円	集会室 C (洋室)	七〇〇円	集会室 A (和室)	九〇〇円
集会室 A (和室)	二、〇〇〇円	集会室 B (洋室)	二、四〇〇円	集会室 C (和室)	二、〇〇〇円	敬老室 (和室)	一、九〇〇円	集会室 D (和室)	六、七〇〇円	集会室 D (和室)	二、四〇〇円	集会室 E (和室)	一、九〇〇円	集会室 E (和室)	七〇〇円	集会室 C (洋室)	一、四〇〇円
集会室 B (洋室)	二、九〇〇円	集会室 A (和室)	九〇〇円	集会室 A (洋室)	二、四〇〇円	敬老室 (和室)	六〇〇円	集会室 B (洋室)	二、二〇〇円	集会室 B (洋室)	二、四〇〇円	集会室 C (和室)	二、四〇〇円	集会室 C (洋室)	七〇〇円	集会室 A (和室)	九〇〇円
集会室 A (和室)	一、九〇〇円	集会室 B (洋室)	二、四〇〇円	集会室 C (和室)	二、〇〇〇円	敬老室 (和室)	六〇〇円	集会室 D (和室)	六、七〇〇円	集会室 D (和室)	二、四〇〇円	集会室 E (和室)	一、九〇〇円	集会室 E (和室)	七〇〇円	集会室 C (洋室)	一、四〇〇円
集会室 C (洋室)	二、九〇〇円	集会室 A (和室)	九〇〇円	集会室 A (洋室)	二、四〇〇円	敬老室 (和室)	六〇〇円	集会室 B (洋室)	二、二〇〇円	集会室 B (洋室)	二、四〇〇円	集会室 C (和室)	一、九〇〇円	集会室 C (洋室)	七〇〇円	集会室 A (和室)	九〇〇円
集会室 A (和室)	一、九〇〇円	集会室 B (洋室)	二、四〇〇円	集会室 C (和室)	二、〇〇〇円	敬老室 (和室)	六〇〇円	集会室 D (和室)	六、七〇〇円	集会室 D (和室)	二、四〇〇円	集会室 E (和室)	一、九〇〇円	集会室 E (和室)	七〇〇円	集会室 C (洋室)	一、四〇〇円

	赤坂	飯倉			西麻布						麻布							
集会室 A (洋室)	敬老室 (和室)	集会室 B (洋室)	集会室 A (和室)	敬老室 (和室)	集会室 C (和室)	集会室 B (洋室)	集会室 A (洋室)	敬老室 (和室)	講習室 B (洋室)	講習室 A (洋室)	集会室 C (洋室)	集会室 B (洋室)	集会室 A (和室)	多目的室	敬老室 (和室)	講習室 (洋室)	敬老室 (洋室)	多目的室
五〇〇円		四〇〇円	五〇〇円		六〇〇円	七〇〇円	七〇〇円		一、一〇〇円	一、三〇〇円	一、〇〇〇円	一、四〇〇円	八〇〇円	三、九〇〇円		一、四〇〇円		二、七〇〇円
七〇〇円		五〇〇円	七〇〇円		八〇〇円	九〇〇円	九〇〇円		一、五〇〇円	一、八〇〇円	一、三〇〇円	一、九〇〇円	一、一〇〇円	五、二〇〇円		一、九〇〇円		三、六〇〇円
七〇〇円	一、四〇〇円	五〇〇円	七〇〇円	二、四〇〇円	八〇〇円	九〇〇円	九〇〇円	三、〇〇〇円	一、五〇〇円	一、八〇〇円	一、三〇〇円	一、九〇〇円	一、一〇〇円	五、二〇〇円	一、二〇〇円	一、九〇〇円	三、八〇〇円	三、六〇〇円

	高 輪	豊 岡		青 南				青 山										
集会室 A (洋室)	敬老室 (洋室)	集会室 B (和室)	集会室 A (洋室)	敬老室 (和室)	集会室 B (洋室)	集会室 A (和室)	敬老室 (洋室)	集会室 D (和室)	集会室 C (洋室)	集会室 B (洋室)	集会室 A (洋室)	体育館	敬老室 (洋室)	講習室 D (洋室)	講習室 C (洋室)	講習室 B (洋室)	講習室 A (和室)	集会室 B (洋室)
四〇〇円		六〇〇円	七〇〇円		一、二〇〇円	四〇〇円		四〇〇円	五〇〇円	五〇〇円	五〇〇円	四、八〇〇円		八〇〇円	九〇〇円	四〇〇円	五〇〇円	九〇〇円
六〇〇円		七〇〇円	九〇〇円		一、六〇〇円	五〇〇円		五〇〇円	七〇〇円	七〇〇円	七〇〇円	六、二〇〇円		一、〇〇〇円	一、二〇〇円	五〇〇円	六〇〇円	一、二〇〇円
六〇〇円	一、〇〇〇円	七〇〇円	九〇〇円	一、五〇〇円	一、六〇〇円	五〇〇円	一、五〇〇円	五〇〇円	七〇〇円	七〇〇円	七〇〇円	八、〇〇〇円	一、七〇〇円	一、〇〇〇円	一、二〇〇円	五〇〇円	六〇〇円	一、二〇〇円

備考	港南		白金台							白金				
	敬老室B (和室)	敬老室A (和室)	多目的室	敬老室 (和室)	ホール	集会室E (洋室)	集会室D (和室)	集会室C (洋室)	集会室B (洋室)	集会室A (和室)	敬老室 (和室)	集会室D (和室)	集会室C (洋室)	集会室B (洋室)
			一、一〇〇円		六、〇〇〇円	五〇〇円	四〇〇円	五〇〇円	八〇〇円	四〇〇円		六〇〇円	九〇〇円	一、三〇〇円
			一、五〇〇円		七、九〇〇円	七〇〇円	六〇〇円	七〇〇円	一、〇〇〇円	五〇〇円		七〇〇円	一、二〇〇円	一、七〇〇円
	一、九〇〇円	一、五〇〇円	一、七〇〇円	一〇、六〇〇円	七〇〇円	六〇〇円	七〇〇円	一、〇〇〇円	五〇〇円	二、三〇〇円	八〇〇円	一、二〇〇円	一、七〇〇円	六〇〇円

一 午前、午後及び夜間の利用時間には、準備及び整理に要する時間を含むものとする。
 二 港区立神明いきいきプラザの体育館及びリハーサル室の午前及び午後の利用は、日曜日に限る。

三 港区立神明いきいきプラザの体育館及びリハーサル室の夜間の利用時間は、午後七時三十分から午後九時三十分までとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第二十条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の港区立いきいきプラザ条例第九条第三項及び別表の規定は、平成二十九年四月一日以後の使用分について適用し、同日前の使用分については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の港区立いきいきプラザ条例第九条第二項の規定により発行した定期利用券及び回数券については、平成二十九年四月一日以後においても、なお使用することができる。

(説明)

いきいきプラザの使用料を改定するほか、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。